

# ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方

ワイヤレス固定電話提供開始後のアクセス回線に係る補填額の算定方法について

令和4年5月

＜KDDI及びNTT東日本・西日本からの提案＞

- ワイヤレス固定電話提供開始後のアクセス回線に係る補填額の算定方法について、KDDIからは、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話である回線の単価(モバイルアクセス単価)はベンチマーク値以下になるとして、当該回線による補填額への寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、当初の補填額から控除するとの提案(KDDI提案)があった。
- 当該提案に対して、NTT東日本・西日本からは、実態との乖離を補正するため、モバイルアクセス単価を考慮して補填額を算定する※こととする補正措置(NTT補正案1)、加入者回線コスト相当分のみを補填額から控除することとする補正措置(NTT補正案2)、の提案があった。

※ ただし、モバイルアクセス単価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価を上回る場合は、後者の単価に基づき補填額を算定する。

- これらの提案について、委員からは、
  - ・KDDI提案に対するNTT東日本・西日本からの補正提案は、補填額の控除額への影響は小さいものではあるが、考え方の筋を通すという観点からは理解できる。
  - ・新たに取り扱う数値が全国一律のモバイルアクセス単価のみでシンプルであることから、モバイルアクセス単価を考慮して補填額の控除額を決めるべき。
  - ・モバイルアクセス単価が高額となる間に限った経過措置として、同単価を考慮した控除額の補正を行うことは検討し得る。
  - ・経過措置として、NTT東日本・西日本からの提案よりもより簡便に補正を行う方法を検討すべき。等の意見があった。

## <事務局による修正案>

- これらの提案、意見を踏まえ、ワイヤレス固定電話提供開始後のアクセス回線に係る補填額の算定方法として、次の方法をとることとしてはどうか。
  - ・ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話である回線の単価(モバイルアクセス単価)はベンチマーク値以下になるとして、当該回線による補填額への寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、当初の補填額から控除するKDDI提案を基本とする。
  - ・ただし、ワイヤレス固定電話導入初期においては、ワイヤレス固定回線数が少数に留まることに伴い、実際のモバイルアクセス単価は高額となることが見込まれる。このため、補填額の算定においては、モバイルアクセス単価を考慮した補正を行うこととする。
  - ・当該補正について、補填額算定の都度、モバイルアクセス単価をベンチマーク値及び各局舎のメタルアクセス単価と比較する方法とすることは、補填額への影響の規模に比べて規制コストが大きくバランスを欠く。
  - ・したがって、当該補正は、ワイヤレス固定電話導入開始から一定の期間に限り適用する経過措置として、次のとおり規定する。
    - － 経過措置期間においては、モバイルアクセス単価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価と一致するとみなし、当初の補填額(ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額)を補填する。
    - － 経過措置期間終了後においては、モバイルアクセス単価がベンチマーク値以下になるとみなし、KDDI提案により算定された補填額を補填する。
  - ・経過措置期間は、現時点でNTT東日本・西日本からワイヤレス固定電話の提供回線数に係る計画が示されておらず、ワイヤレス固定電話導入開始からの年数により規定することが困難であるため、ワイヤレス固定電話の回線数が初めて一定数に達するまでの期間として規定する。具体的には、NTT東日本・西日本から提供された調達コスト情報等に基づくと、モバイルアクセス単価がベンチマーク値と一致するワイヤレス固定電話の回線数が約9,500回線と試算されるため、その約半分の5,000回線を上記閾値とする。

＜事務局による修正案＞

- なお、第26回委員会でNTT東日本・西日本から示されたワイヤレス固定電話導入によるコスト削減効果額の試算値を踏まえれば、ワイヤレス固定電話の回線数が初めて一定数に達するまでの期間として経過措置期間を規定したとしても、そのことによりNTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入のインセンティブが失われることは想定しづらいのではないかと。

＜ワイヤレス固定電話の提供に伴うコスト削減効果＞ 第26回ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料(訂正後) から抜粋

回答1-2

委員限り

- 回答1-1の通り、現時点では、応札事業者の提案内容を精査している段階であり、モバイル事業者との契約締結に向けた諸条件の調整中ですが、今後、それらを踏まえ、具体的な提供対象エリア等の検討を行う予定です。
- なお、前回ご提示した包括的検証の議論におけるコスト試算について、モバイル網の調達に係る応札事業者の提案額や当社設備の開発に要する費用等を精査の上、同様の前提で改めて算定した場合、提供開始後10年目で  億円のコスト削減効果が見込まれることとなります。
- 上記の算定においては、「①メタルケーブルの新設・維持に要する費用」と「②ワイヤレス固定電話の提供に要する費用」の差分（②－①）をワイヤレス固定電話の提供によるコスト削減効果としており、提供開始後3年目で1万回線、10年目で10万回線の需要を想定しております。

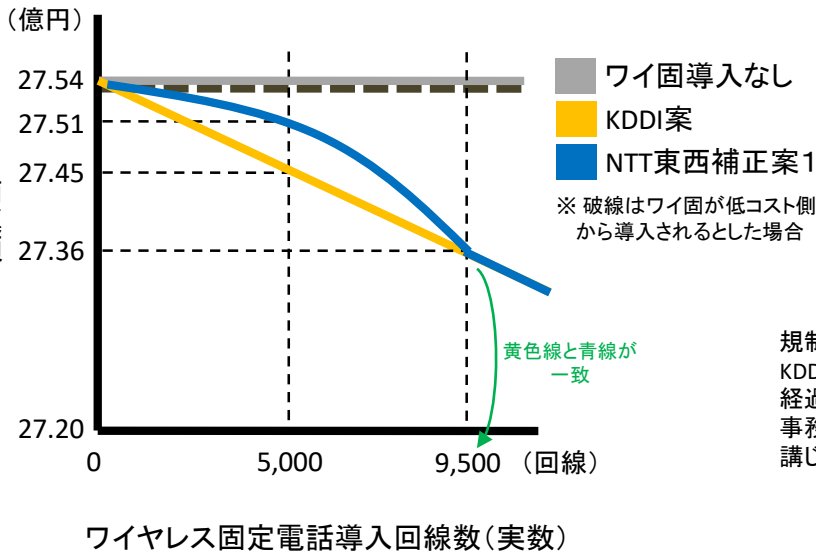
(単位：億円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
コスト削減効果 (②－①)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

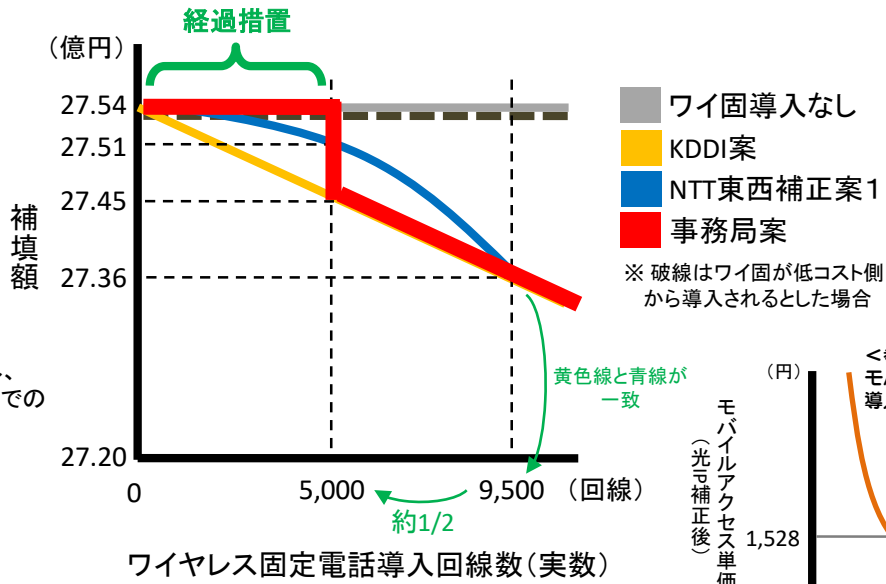
※ コスト削減の効果をマイナスで表記

※ グラフはいずれもイメージ

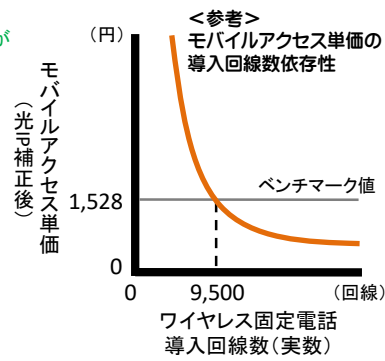
## KDDI案に対するNTT東西補正案(補正案1)



## 事務局案



規制コストを考慮し、KDDI案への移行までの経過措置として事務局案の措置を講じてはどうか



## KDDI案、KDDI案に対するNTT東西補正案(補正案1)、事務局案に基づく試算結果

		導入前	導入1年目	導入2年目	導入3年目	導入4年目
回線数 (実数)	メタル・ワイ固回線数	1,357万回線				
	ワイ固回線数	0回線	0.3万回線	0.7万回線	1万回線	2.3万回線
補填額 (ワイ固導入に伴う補填額の増減)	KDDI案	27.54億円	27.49億円 (▲0.05億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)
	KDDI案に対するNTT東西補正案1	27.54億円	27.53億円 (▲0.01億円)	27.46億円 (▲0.08億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)
	事務局案	27.54億円	27.54億円 (±0億円)	27.41億円 (▲0.13億円)	27.35億円 (▲0.19億円)	27.09億円 (▲0.45億円)

<試算上の仮定>

- 加入電話回線数(実数)は、令和3年度ユニバ補填額認可時の回線数(1,357万回線)を各年度横置きし、補填額はこれに光IP補正を行った上で算定。
- ワイヤレス固定電話回線数(実数)は、NTT東日本・西日本からの説明に基づき、実網での導入回線数を3年目に1万回線、導入10年目に10万回線、その間は線形に導入が進むと仮定し、補填額はこれに光IP補正に伴う補正を行った上で算定。
- ワイヤレス固定電話は、対象地域に均一に導入されると仮定。
- 加入電話回線単価の算定には第8次PSTN-LRICモデルを使用し、上記以外のモデル入力値は直近の数値を横置きして使用。
- モバイルアクセス単価は、NTT東西から提供された以下の調達コスト情報等及びワイヤレス固定電話回線数(光IP補正に伴う補正後)に基づき算定。

委員限り

モバイルアクセス単価 算定のための 調達コスト情報等		
	加入電話平均通話時間(発着分)	105分/月・回線
	利用部門単価	176円/年・回線